

法教育

法教育

センターニュース

No. 22

2017年3月25日
第22号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長 種村 求

高校生模擬裁判選手権 予選の広がりを



当会内に法教育センターが設立され、当会の「司法教育委員会」が「法教育委員会」に名称変更された記念すべき平成18年度、日本弁護士連合会は初めて高校生模擬裁判選手権を開催しました。その後毎年開催され開催回数は10回に達しています。

日弁連は、高校生模擬裁判選手権について次のように説明しています。

「1つの事件を素材に、法律実務家の支援を受けながら、参加各校が検察チーム・弁護チームを組織し、高校生自身の発想で争点を見つけ出し、整理し、模擬法廷で証人尋問・被告人質問を行う。刑事法廷で要求される最低限のルールに則り、参加各校の生徒が検察側と弁護側に分かれ模擬裁判を行う経験を通じて、物事のとらえ方やそれを表現する方法を学び、刑事手続の意味や刑事裁判の原則を理解することをねらいとする。」

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育とされる「法教育」については、学習指導要領に取り入れられるようになったものの、残念ながら学校現場で多くの時間が割かれるまでにはなかなか至っていません。

そのような中、高校生模擬裁判選手権に参加する生徒たちは、刑事裁判を素材として、支援弁護士・支援検事の助けを得ながら、長い時間をかけて物事を多面的に検討し、その結果を表現する力を養うことができるもので、同選手権に出場する過程は最高水準の法教育といえます。

これまで、当会法教育委員会では、継続的に神奈川県下の同選手権参加校に支援弁護士を派遣するなど、同選手権実施に対し最大限協力してきました。リハーサルへの参加や本番の見学など、同選手権への関わりは私自身にとっても毎年の恒例行事です。

従前、神奈川県下の同選手権参加校は1校または2校にとどまっていたのが、平成27年度には4校、平成28年度には7校（辞退した1校を除く。）と激増。しかし、両年度とも、同選手権の神奈川県の出場枠は2つしか与えられませんでした。当会で同選手権出場校をどのように決めるかを検討した結果、出場枠が限られることで同選手権の良さを体験できないようではせっかく参加申込みをしてくれた生徒さんに申し訳ないという思いから、両年度とも法教育委員会の総力を挙げて独自に同選手権と同様のスタイルで出場枠をかけた神奈川県予選を実施しました。今後も継続する予定です。

同選手権予選実施に関する日弁連から各弁護士会への費用援助の可否が関東弁護士会連合会地区別懇談会で議題となるなど高校生模擬裁判選手権の意義についての理解が広まってきている今こそ、当会発祥の同選手権と同様のスタイルでの予選実施が全国に広がっていくことを祈念してやみません。

法に関する作文コンクール

平成29年1月21日、横浜市技能文化会館で開催された神奈川県弁護士会主催「人権シンポ in かながわ2017」において、平成28年度法に関する作文コンクールの表彰式が行われました。

この法に関する作文コンクールは、神奈川県内に在住または県内の中学校・高等学校に通う中学生・高校生を対象に、普段考えることの少ない「法」について考える機会を持ってもらう目的で、平成23年度から実施しており、今年度で6回目の実施となります。

今年度は「自由の制約」をテーマとして、以下の出題文を提示して、作文を書いてもらいました。

「人は、自分の意見を発表する自由、宗教を信仰する自由、商売をして利益を追求する自由、住む場所を選択する自由など、さまざまな自由を有しています。

一方で、「自由」といいながら、他人との関係で我慢させられたり、法律や規則などのルールによって制限されたりして、制約されることもあります。

そこで、「〇〇をする（しない）自由」が制約されている、と感じられる具体的な事例を取り上げ、その自由が制約されている理由を踏まえた上で、その制約に対するあなたの考えを述べてください。取り

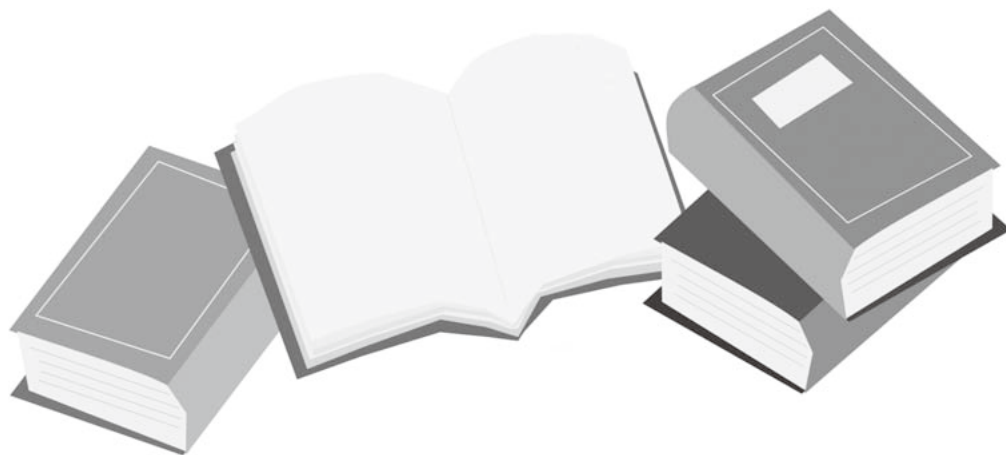
上げる事例は、あなた自身や周りの人の経験でもかまいませんし、新聞やテレビなどのニュースで見聞きした出来事でもかまいません。」

この出題は、憲法で保障された自由権が制約される事例を検討してもらうことを念頭に置いています。が、検討する事例を憲法上の権利が制約されている事例に限定しないことで、まだ憲法や人権になじみのない生徒であっても、広く自分が不自由だと感じる事例を題材として作文を書くことができるように配慮したものです。

作文のテーマ設定や出題文をどの様なものにするかについては、毎年悩まされます。

平成23年度、24年度は「わたしたちの生活の中の法」という大変広いテーマのみを設定し、特に出題文はありませんでした。

広いテーマ設定の場合、「法」に関するものであれば何でもありということで、一見すると作文を書きやすいように思われます。しかし、かえって何を書けばよいのか見当がつかないということになりがちです。また、多様な作品が寄せられるという魅力がある一方で、そこまで深く考えられていない作品が多くなるという印象もありました。



そこで、平成25年度からはテーマを絞り、出題文を提示することになりました。

平成25年度は「表現の自由について」「ものごとの決め方について」「平等について」の3つのテーマを設定し、平成26年度は「プライバシー権について」、平成27年度は「選挙と代表者について」というテーマを設定し、それぞれに出題文をつけて作品を募集しました。

このうち、最も応募数が多かったのが、平成26年度の「プライバシー権について」でした。防犯カメラの増加やビッグデータの活用、SNSなどによる情報流失など、プライバシーに関連する話題には事欠かない昨今ですが、中学生・高校生にとっても高い関心と呼ぶテーマだったようです。

テーマを絞り、出題文を提示することで、深く考えられた作品が多く集まるようになりました。一方で、難しいテーマや中学生・高校生にとって関心の薄いテーマが設定されると、作文が書きづらくなるという問題もあり、今年度は少しテーマを広めに設定するなど、試行錯誤をしています。

今年度の応募作品全体をみると、①同性同士の法律婚が認められていないことを題材とした作品、②スポーツをヒントに「自由」は「制約」と併存するものなのではないかと論じた作品、③隠していた自分の趣味嗜好を友達に打ち明けることで楽しく過ごせるようになった経験を書いた作品、④法を犯す自由もあるのではないかと考えた挑戦的な作品などが目を引きました。

①同性婚を題材とした作品のように、ニュースで話題となった事例を取り上げる作品は、制約に賛成及び反対の両論を併記しただけに終わることになりがちですが、賛成意見と反対意見の両方を取り上げたうえ、自身の見解を説得的に展開した作品もありました。

また、③のような自分の経験について書かれた作品、④のような挑戦的な内容の作品は、読んでいて大変興味深く面白いものです。③④の作品はいずれも表彰には至りませんでした。審査委員からもその斬新さを評価する声が聞かれました。

そのような作品の中で、今年度の最優秀賞に輝いた作品は、中学生の部が「映画観覧の制約」、高校生の部が「恋愛の自由…当世恋愛事情から考えたこと」の2作品でした。

中学生の部で最優秀賞に輝いた「映画観覧の制約」は、映画観覧における年齢制限を題材とした作品です。自身がDVDをレンタルする際の経験から始まり、

国による映画の観覧規制について検討を加え、その規制の理由について自分なりに考え、年齢別の観覧規制について賛成するとの結論が導かれています。

論理の流れもよく、さらにアメリカの例も挙げられているなど、きめ細かい検討のなされた良い論述であると評価されました。

高校生の部で最優秀賞に輝いた「恋愛の自由…当世恋愛事情から考えたこと」は、中学生・高校生にとって関心が高いであろう恋愛を題材とした意欲的な作品です。

恋愛していることを表現する自由というものを設定し、その自由と周囲の人の自由との対立を描き、それを理由として一定の制約を導き出しています。対立する利益もよく描かれていて、説得力のある文章となっています。

文章の完成度も高く、始まりと終わりの書き方がとても上手でした。筆者の気持ちで始まり、本論を論じ、最後にまた自分の気持ちに戻ってくる構成など文章としてのうまさを感じると評価されました。

作文コンクールは来年度（平成29年度）も実施されます。学校の夏休みの時期に合わせて6月頃にはテーマと出題文を各学校にお送りするほか、弁護士会のホームページでも作品を募集します。

中学生・高校生向けの作文コンクールは数多くありますが、その多くは、当会の平成23年度、24年度のような一行問題です。当会の作文コンクールはテーマを絞り、出題文を提示することで、生徒が深く問題を考えることができるように工夫されています。たくさんの中学生・高校生からの応募をお待ちしています。

(法教育委員会委員 長谷川康)



裁判傍聴体験記

平成28年9月15日、川崎市立菅生中学校の裁判傍聴引率を担当しました。

最初に事前講義を担当し、裁判傍聴ノートを使いながら刑事手続の概要について説明しました。日頃、被疑者・被告人やその家族等と話す際にも法律用語ばかり使わないよう工夫しているつもりですが、分かりやすい講義ができていたか少し不安です。

傍聴した事件は覚せい剤取締法違反で、即日結審となりました。参加した生徒全員が刑事事件の傍聴は初めてとのことでした。

事後講義では、傍聴した事件の弁護人にもお越しいただき、今回の弁護活動について解説していただきました。

質疑応答の時間では、「弁護士になるにはどうすればよいか。」というよくある質問のほかに、「重大な刑事事件を扱う裁判官になるにはどうすればよいか。」といった質問もありました。また、「弁護士として一番気を付けていること、大切だと思うことは何か。」という質問もあり、私が何と答えたかは秘密ですが、身の引き締まる思いがしました。

私も中学生や高校生の頃に裁判傍聴を何度か体験し、法律家への憧れを強くしました。当時は裁判の具体的な手続など全く分かりませんでした。今度は自分が弁護士となって生徒の引率をしていると考えると不思議な気持ちでした。初めての引率で大変緊張しましたが、本当に良い経験となりました。今回の傍聴が、

生徒にとって法や裁判に少しでも興味を持つきっかけとなってくれたら、とても嬉しく思います。

(法教育委員会委員 松田 縣)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター

TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718

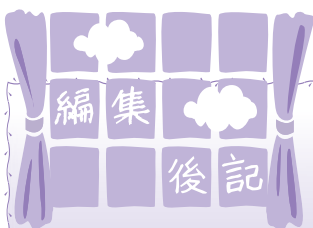
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ

(<http://www.kanaben.or.jp>) にアクセス!



編集

後記

法教育センターは、昨年10周年を迎え、ますます法教育の活動

の場が増えています。今後も、センターの活動を通じて法教育をより知っていただけるよう努力したいと思います。

(押田美緒)



法教育

編集委員

Law-Related Education

細貝 嘉満 (デスク)

青木 康郎

田丸 明子 河野 隆行

服部 知之

村上 貴久 押田 美緒

大木秀一郎

松浦ひとみ 伊藤 真哉